

## 蒲郡市卵アレルギー対応給食実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、食物アレルギー性疾患を有する児童又は生徒に対して等しく給食を提供するため、卵アレルギー対応給食提供事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (対象児童又は生徒)

第2条 事業の対象となる児童又は生徒は、食物アレルギー性疾患を有する蒲郡市立小、中学校の児童又は生徒で、食物アレルギーの原因となる食品のうち、卵を除去しなければ給食を食することができない者（以下「対象児童等」という。）とする。

### (卵アレルギー対応給食)

第3条 卵アレルギー対応給食の提供は、給食のうち副食について実施するものとする。

2 卵アレルギー対応給食は、原則として、給食の献立から食物アレルギーの原因となる卵（主菜、副菜に混ざる鶏卵及びうずら卵）を除去したものとする。

### (希望調査)

第4条 教育委員会は、就学時保健調査、蒲郡市卵アレルギー対応給食提供希望調査表（第1号様式）等により食物アレルギーに関する調査を行い、対象児童等の保護者に対して、別に定める学校生活管理指導表を配布し、当該指導表の提出を依頼する。

2 教育委員会は、前項の指導表を提出した保護者のうち、卵アレルギー疾患を有する児童又は生徒の保護者に対し、卵アレルギー対応給食の提供について必要な説明を行うものとする。

### (申請手続)

第5条 前条第2項の説明を受けた保護者が卵アレルギー対応給食の提供を受けようとするときは、蒲郡市卵アレルギー対応給食提供申請書（第2号様式。以下「申請書」という。）を対象児童等が通学する学校（以下「学校」という。）に提出するものとする。

2 学校は、卵アレルギー対応給食の提供を希望する保護者（以下「申請保護者」という。）から申請書を受理したときは、教育委員会へその旨を報告し、及び当

該申請書を提出しなければならない。

(決定の通知)

第6条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、蒲郡市卵アレルギー対応給食審査会（以下「審査会」という。）を開催し、当該申請書及び関係書類に基づいて、卵アレルギー対応給食の提供の必要性を考慮し、提供の可否について審査する。

2 教育委員会は、前項の審査において、卵アレルギー対応給食を提供することを決定したときは、その旨を蒲郡市卵アレルギー対応給食提供決定通知書（第3号様式）により申請保護者に通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の審査において、卵アレルギー対応給食を提供しないことを決定したときは、その旨を蒲郡市卵アレルギー対応給食の提供について（通知）（第4号様式）により申請保護者に通知するものとする。

(卵アレルギー対応給食の継続)

第7条 翌年度も継続して卵アレルギー対応給食の提供を受けようとする保護者（以下「継続希望保護者」という。）は、蒲郡市卵アレルギー対応給食継続提供申請書（第5号様式。以下「継続申請書」という。）及び学校生活管理指導表を学校に提出するものとする。

2 学校は、継続希望保護者から継続申請書を受理したときは、教育委員会へその旨を報告し、及び当該継続申請書を提出しなければならない。

(継続決定の通知)

第8条 教育委員会は、前条の継続申請書を受理したときは、審査会を開催し、当該継続申請書及び関係書類に基づいて、卵アレルギー対応給食の提供の必要性を考慮し、提供の可否について審査する。

2 教育委員会は、前項の審査において卵アレルギー対応給食を提供することを決定したときは、その旨を蒲郡市卵アレルギー対応給食継続決定通知書（第6号様式）により継続希望保護者に通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による審査において、卵アレルギー対応給食の提供を継続しないことを決定したときは、その旨を蒲郡市卵アレルギー対応給食継続について（通知）（第7号様式）により継続希望保護者に通知するものとする。

(献立表の送付及び承諾書の提出)

第9条 教育委員会は、第6条第2項及び第8条第2項の規定により通知した保護

者（以下「提供決定保護者」という。）に対し、卵アレルギー対応給食を提供する月（以下「提供月」という。）の前月１８日までに、提供月の卵除去食実施日アレルギー献立（以下「予定献立表」という。）及び蒲郡市卵アレルギー対応給食承諾書（第８号様式。以下「承諾書」という。）を送付するものとする。

２ 教育委員会は、提供月の中で食材料等の理由から卵アレルギー対応給食の提供が困難な日がある場合については、提供決定保護者に対し、当該日を弁当の持参日として指定できる。

３ 予定献立表の送付を受けた提供決定保護者は、その内容を確認し、提供月の前月２５日までに承諾書を教育委員会に提出するものとする。

（卵アレルギー対応給食の中止）

第１０条 卵アレルギー対応給食の提供の中止を希望する提供決定保護者は、蒲郡市卵アレルギー対応給食中止願（第９号様式）を学校経由で教育委員会に提出するものとする。

２ 教育委員会は、卵アレルギー対応給食の提供を中止することを決定したときは、その旨を蒲郡市卵アレルギー対応給食中止決定通知書（第１０号様式）により中止を希望する提供決定保護者に通知するものとする。

（保育園での卵アレルギー対応給食の提供）

第１１条 この要綱は、教育委員会が事務の委任を受けて提供する蒲郡市立保育園に係る給食についても適用する。この場合において、この要綱中「教育委員会」とあるのは「市長」（第６条第１項、第８条第１項、次項及び次条を除く。）と、「学校生活管理指導表」及び「前項の指導表」とあるのは「生活管理指導表」と、「通学」とあるのは「通園」と、「学校」とあるのは「保育園」と読み替える。

２ 前項の場合において、教育委員会は、市長の依頼に基づき、対象となる児童に卵アレルギー対応給食の調理及び配送を行うものとする。

３ 第１項の場合において、第４条第１項の食物アレルギーに関する調査の規定は、適用しない。

４ 第１項の場合において、この要綱の規定による諸様式の用紙は、所要の修正を加え、使用するものとする。

（委任）

第１２条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２８年９月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年３月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年３月１日から施行する。

附 則

１ この要綱は、令和２年１２月１８日から施行する。

２ この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市卵アレルギー対応給食実施要綱の規定による第１号様式、第２号様式、第５号様式、第８号様式及び第９号様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和７年１月１日から施行する。